現 行	改正案
9 A - 1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出及び変更届出関係	9 A - 1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出及び変更届出関係
9 A - 1 - 6 特定目的会社名簿の縦覧 規則第 24 条の規定に基づく特定目的会社名簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。 (1) 申請者に別紙様式5による名簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。なお、他の管轄財務局長が届出を受理した会社に係る縦覧申請があった場合には、当該他の管轄財務局長賀受理した届出事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとする。	9 A - 1 - 6 特定目的会社名簿の縦覧 規則第 24 条の規定に基づく特定目的会社名簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。 (1) 申請者に別紙様式5による名簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。その際に、氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。9 A - 2 - 4において同じ。)及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。なお、他の管轄財務局長が届出を受理した会社に係る縦覧申請があった場合には、当該他の管轄財務局長賀受理した届出事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとす
(2)~(4) (略)	る。 (2)~(4) (略)
9 A - 2 届出等に関する定期報告等	9 A - 2 届出等に関する定期報告等
(新設)	9 A - 2 - 4 特定目的会社が提出する報告書等における記載上の留意点別紙様式における氏名の記載欄については、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。 なお、法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更するまでの間、当該旧氏及び名を記載することができることに留意する。
9 A - 6 その他	9 A — 6 その他
9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行	9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

租税特別措置法第 83 条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のた めの租税特別措置法施行規則第 31 条の5第1項に規定する証明書の発行 については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けることが できる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものと する。

- (1) (略)
- 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不 動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求める ものとする。
 - (略) (1)
- ② 租税特別措置法第 83 条の2第1項第2号の要件を満たすことを証す る書面

(略)

- (略) (3)
- (3)(略)
- (4) 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当 (4) 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当 該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年 法律第9号) 附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日) 前であ る場合は、以下の対応を行うこと。
 - (略) (1)
 - ② 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の 添付を求めるものとする。
 - (注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の 2第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないこ

改 正 案

租税特別措置法第 83 条の2の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減 のための租税特別措置法施行規則第 31 条の5第1項に規定する証明書の 発行については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の2の2第1項の規定の適用を受けるこ とができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するも のとする。

- (1) (略)
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不 動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求める ものとする。
 - (1) (略)
 - ② 租税特別措置法第 83 条の2の2第1項第2号の要件を満たすことを 証する書面

(略)

- (3) (略)
- (3)(略)
- 該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年 法律第9号) 附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日) 前であ る場合は、以下の対応を行うこと。
- (1) (略)
- ② 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の 添付を求めるものとする。
 - (注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第 83 条の 2の2第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わな

とに留意するものとする。

現

(注2) (略)

9 A - 6 - 3 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託 財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税 に係る証明書の発行

行

租税特別措置法第 83 条の3の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第 31 条の5の2に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第 83 条の3の規定の適用を受けることができる 日は、当該財産の買戻し後1年以内であることに留意するものとする。

- (1) (略)
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。
 - ① (略)
 - ② 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。
 - (略)
 - (略)
 - ・ 租税特別措置法施行令第 43 条の<u>5</u>第2項第2号に掲げる要件に該 当する場合には、規則第 116 条の2第2号の書面(変更があった場 合に限る。)
 - ③ 租税特別措置法第83条の3第3号の要件を満たすことを証する書面

改正案

いことに留意するものとする。

(注2) (略)

9 A - 6 - 3 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託 財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税 に係る証明書の発行

租税特別措置法第 83 条の<u>4</u>の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第 31 条の5の<u>3</u>に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第 83 条の<u>4</u>の規定の適用を受けることができる 日は、当該財産の買戻し後1年以内であることに留意するものとする。

- (1) (略)
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。
 - ① (略)
 - ② 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。
 - (略)
 - (略)
 - ・ 租税特別措置法施行令第 43 条の4第2項第2号に掲げる要件に該 当する場合には、規則第 116 条の2第2号の書面(変更があった場 合に限る。)
 - ③ 租税特別措置法第83条の4第3号の要件を満たすことを証する書面

現	 行	改 正 案	
(略) ④·⑤ (略) (3) (略)		(略) ④·⑤ (略) (3) (略)	
別紙様式 1	(日本産業規格A4)	別紙様式 1	(日本産業規格A4)
(略)		(略)	
特定目的会社届出審査書(資産流動化計画以外)		特定目的会社届出審査書(資産流動化計画以外)	
<u>届出者</u>			届出者
審査項目	審査結果	審査項目	審査結果
1. • 2. (略)	(略)	1. • 2. (略)	(略)
3. 取締役、監査役及び使用人が心身		3. 取締役、監査役及び使用人が心身	
の故障のため職務を適正に執行する		の故障のため職務を適正に執行する	
ことができない者でないこと。		ことができない者でないこと。	
(法第 70 条第1項第2号又は第 198		(法第 70 条第1項第2号又は第 198	
条)		条)	
<u>• 誓約書</u>		・誓約書(添付書類)	
4. ~9. (略)	(略)	4. ~9. (略)	(略)
(略)		(略)	
別紙様式4 (ひな型) (日本産業規格A4)		別紙様式4 (ひな型)	(日本産業規格A4)
特定目的会社届出証明書		特定目的会社届出証明	明書
	年 月 日		年 月 日
財務(支)局長 殿		財務(支)局長 殿	
申請	青者 商号又は名称	申請者	前 商号又は名称
	代表者の氏名 <u></u> <u></u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>		代表者の氏名

			改正案
(略)			(略)
別紙様式6(ひな型)		(日本産業規格A4)	別紙様式6 (ひな型) (日本産業規格A4)
	証明申請書		証明申請書
		年 月 日	年 月 日
財務(支)局長	長 殿		財務(支)局長 殿
	申請者 住 所		申請者 住 所
	商号	(会社名)	商 号(会社名)
	取締役	(氏名) <u>印</u>	取締役(氏名)
(略)			(略)
別紙様式7 (ひな型)		(日本産業規格A4)	別紙様式7 (ひな型) (日本産業規格A4)
	証明申請書		証明申請書
		年 月 日	年 月 日
財務(支)局長	長 殿		財務(支)局長 殿
	申請者 住 所		申請者 住 所
	商号	(会社名)	商 号 (会社名)
	取締役	(氏名) <u>印</u>	取締役(氏名)
(略)			(略)

現 行 正 改 案 別紙様式8(ひな型) (日本産業規格A4) 別紙様式8(ひな型) (日本産業規格A4) 証明申請書 証明申請書 月 月 年 年 財務(支)局長 殿 財務(支)局長 殿 申請者 住 所 申請者 住 所 商 号(会社名) 商 号(会社名) 取締役(氏名) 取締役(氏名) 申請者が 月 申請者が 年 月 日をもって売 日をもって売 買契約を締結した別紙記載の財産に関する所有権の移転の登記につ 買契約を締結した別紙記載の財産に関する所有権の移転の登記につ き、租税特別措置法第83条の3の規定の適用を受けたいので、租税 き、租税特別措置法第83条の4の規定の適用を受けたいので、租税 特別措置法施行規則第31条の5の2に規定する証明書の交付を申請 特別措置法施行規則第31条の5の3に規定する証明書の交付を申請 します。 します。 添付書類:1.(略) 添付書類:1.(略) 2. 租税特別措置法第83条の4第2号の要件を満たすこ 2. 租税特別措置法第83条の3第2号の要件を満たすこ とを証する書面 とを証する書面 3. 租税特別措置法第 83 条の3第3号の要件を満たすこ 3. 租税特別措置法第 83 条の4第3号の要件を満たすこ とを証する書面 とを証する書面 4. • 5. (略) 4. • 5. (略) 明 証 明 書 証 書 1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。) 第 83 条の3各号に 1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。) 第83条の4各号に 掲げる要件の全てを満たしている特定目的信託の資産の流動化に関する 掲げる要件の全てを満たしている特定目的信託の資産の流動化に関する

- 法律第 224 条に規定する原委託者であり、当該特定目的信託の効力が生 じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き当 該特定目的信託の委託者である。
- 2. ~4. (略)

- 法律第 224 条に規定する原委託者であり、当該特定目的信託の効力が生 じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き当 該特定目的信託の委託者である。
- 2. ~ 4. (略)

現行		改正案
5. 申請者の上記3. に係る財産の取得日は	年 月 日であ	5. 申請者の上記3. に係る財産の取得日は 年 月 日であ
り、この証明書により法第 83 条の <u>3</u> の規定 <i>0</i>	D適用を受けることができる	り、この証明書により法第 83 条の <u>4</u> の規定の適用を受けることができる
期限は 年 月 日である。		期限は 年 月 日である。
別紙様式9(ひな型)	(日本産業規格A4)	別紙様式 9 (ひな型) (日本産業規格A4)
証明申請書		証明申請書
	年 月 日	年 月 日
財務(支)局長 殿		財務(支)局長 殿
申請者 住	所	申請者 住 所
商	号(会社名)	商 号(会社名)
取総	帝役(氏名) <u>印</u>	取締役(氏名)
(略)		(略)